

湖西市告示第237号

湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 7 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
実施要綱の一部を改正する要綱

湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 23 年湖西市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

チューブ型包帯	外力から皮膚を保護できるもの	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	170,500 円
---------	----------------	---	-----------

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。